**\*\*\*** 

※ 定 款 ※

\*\*\*\*\*

株式会社 銀座ルノアール

# 定款

# 第1章 総 則

## (商号)

第1条 当会社は、株式会社銀座ルノアールと称し、英文ではGINZA RENOIR CO., LTD. と表示する。

## (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 飲食店の経営
- 2. 食料品の製造・加工及び販売
- 3. フランチャイズチェーン店の経営及び技術指導
- 4. 珈琲、紅茶等の輸入及び販売
- 5. 不動産の取得、賃貸及び管理
- 6. 飲食店並びにその他各種店舗の設計、施工業及び経営コンサルタント
- 7. 煙草及び喫煙具の販売
- 8. 日用雑貨品の輸入及び販売
- 9. 駐車場、宿泊施設及び会議室の運営
- 10. 結婚式場、宴会場及びホテル経営
- 11. 美術館、カルチャーセンターの経営
- 12. テニス、水泳、軽スポーツ等の総合運動場の施設の経営
- 13. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中野区に置く。

#### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

### (公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲 載する。

# 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2千万株とする。

## (単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

## (単元未満株式数についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株式取扱規則)

第9条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款 のほか取締役会で定める株式取扱規則による。

## (株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会 社においては取り扱わない。

# 第3章 株主総会

### (招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要 あるときに随時これを招集する。

### (定時株主総会)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとする。
  - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
  - ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権 を行使することができる。
  - ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

# 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

- 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
  - ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

### (選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会において選任する。
  - ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
  - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

- 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された 監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期 の満了する時までとする。
  - ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の 選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### (代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定する。
  - ② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。) の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務 取締役各若干名を選定することができる。

# (取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。

### (取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める 取締役会規則による。

### (報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

# 第5章 監査等委員会

## (常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### (監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### (監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

# 第6章 会計監查人

# (会計監査人の選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。

### (会計監査人の任期)

- 第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### (会計監査人の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務 を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結をすることができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

### (事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年とする。

#### (剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

#### (剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月末日とする
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## (配当金の除斥期間等)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 前項の金銭には利息を付けない。

附則

## (監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第59回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、第59回定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

## (電子提供措置等に関する経過措置)

- 第2条 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第 14 条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
  - ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
  - ③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

原本と相違ありません。

令和4年6月28日